

みどり豊かな環境先進都市を目指して

身近な緑にあふれる街づくり



屋上・壁面緑化補助金



三島市水と緑の課

「屋上・壁面緑化」と「設置に要する経費に対する補助制度」について

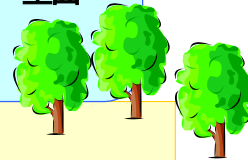


1. 補助の目的

三島市は、良好な緑の環境やかけがえのない地球環境を次世代にも、引き継いでいける社会、「環境先進都市」を目指しています。

近年、急速な都市開発などの環境負荷により、緑の環境破壊は、深刻化しております。緑の減少は、地球温暖化など、世界的な環境問題の要因となっています。三島市でも、大都市圏内であること、交通の利便性がよいことなどから、都市化が進み、大切な緑地が減少しつつあります。

そのため、失われた緑地の復活・緑の増加の有効な手法の一つである屋上・壁面緑化の普及・推進を図るため、補助を行います。



屋上緑化・壁面緑化とは、…？

屋上緑化は、建築物の屋上に緑化の区画をつくり植栽する緑化のことです。

屋上とは、コンクリート造りなどの建物で、日常的に出入りが可能な平らな屋根の部分（落下防止用フェンス等あり）

屋上と屋根の違い？

屋根とは、出入口・フェンス等のない陸屋根及び庇屋根

壁面緑化は、建築物の壁面に植物をはわせて行なう緑化のことです。

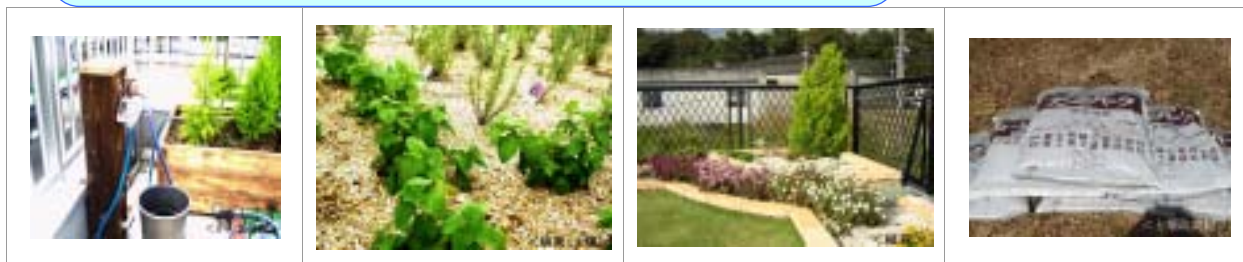
2. 補助の概要

みどり豊かで良好な生活環境づくりの一環として、建物の屋上や壁面の緑化を行なう場合、建物1棟ごとに工事費用の一部を補助しています。ヒートアイランド現象の防止など地球温暖化防止の効果もあります。

3. 対象経費

屋上緑化・壁面緑化共通

- 防根・かん水設備などの緑化区画の造成費
- 土壌・植物等の購入費
- 植栽工事に要する経費
- 土壌改良に要する経費等
- フェンス等の補助資材の設置に要する経費（壁面のみ）



注意！！

補助の対象とならない場合

- すでに施工されたもの
- すでに補助を受けたものの改修・補修の経費
- 屋根の緑化（屋根 屋上）
- 補助対象外の経費
 - ・防水工事
 - ・手すり、柵等の安全施設
 - ・屋上への出入りに必要な階段、出口等の施設
 - ・盆栽の購入
 - ・管理用の道具、消毒薬等
 - ・プランター（100㎝未満のもの）

4. 補助の金額

1件につき、「補助の対象経費の合計金額」と「緑化面積に1㎡当たりの基準額20,000円をかけた金額」のいずれか少ない金額の3分の1以内の金額（但し、50万円を限度とする。）

（例）緑化面積20㎡で760,000円かかる場合

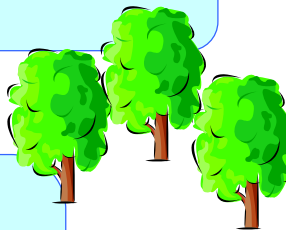
20㎡×38,000円=760,000円 **253,000円**

20㎡×20,000円=400,000円 **133,000円**

よって、を比較し少ない方の**133,000円**が補助金額となります。

5. 申請の手続き

1. 事前協議 [市][申]
 2. 補助金の申請書提出 [申]
（添付）案内図 計画平面図 見積書（写し） 施行場所の写真（施工前）
 3. 事前調査 [市]
申請のあとに、事業の内容に変更があった場合は、水と緑の課に連絡して下さい。
 4. 補助金交付決定通知書の送付 [市]
 5. 工事の実施 [申]
 6. 工事完了届提出 [申]
（添付）完成後写真 領収書（写）
 7. 完了検査 [市]
 8. 補助金交付 [市]
- （注）[市]は市役所、[申]は申請者が行う作業です。



詳しくは、水と緑の課までお問い合わせください！！
三島市役所 水と緑の課 983-2642（直通）

施工事例

屋上緑化（庭園タイプ）



屋上緑化（区画タイプ）



屋上緑化（ポットタイプ：100リットル以上）

